# 市有地先着順売払い 募集要領



# お問合せ先

# 深谷市役所企画財政部公共施設改革推進室管財係

〒366-8501 深谷市仲町11番1号 電 話:048-568-5009(直通)

FAX: 048-574-6665

E-mail: s-kaikaku@city. fukaya. saitama. jp

深谷市ホームページでも情報提供を行っています。 http://www.city.fukaya.saitama.jp

※購入を希望される方は、本募集要領を熟読し、内容を十分把握した上で、お申込み ください。

# - 目 次 -

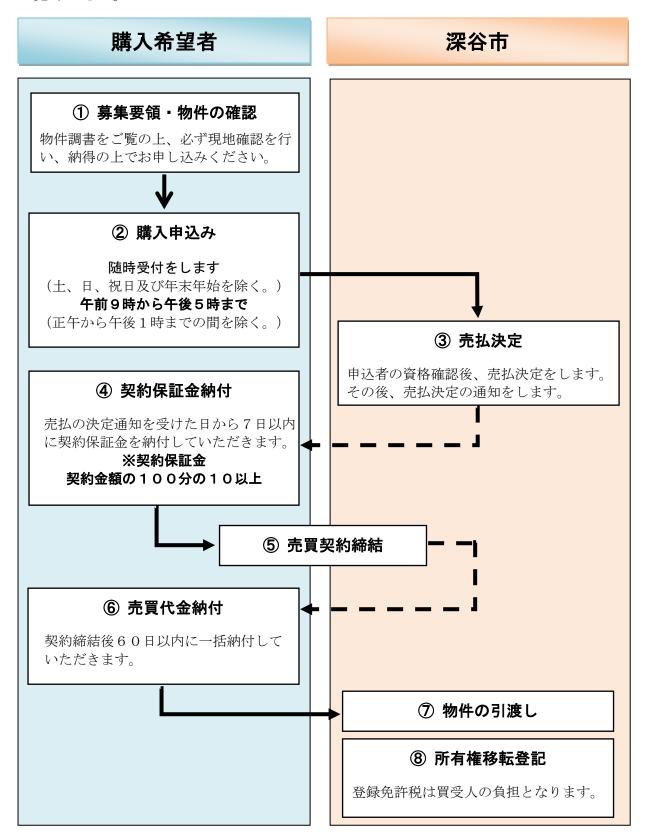
		頁
1	先着順売払いによる市有地購入手続きの流れ	1
2	対象物件	2
3	申込者の資格	2
4	購入の申込み	2
5	申込資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	買受人の決定	4
7	契約保証金の納付	4
8	契約の締結	5
9	売買代金の納付	5
10	所有権の移転	5
11	諸費用	5
12	利用制限	5
13	その他	6
$\Diamond$	様式生	

- ◇ 様式果
- ◇ 記入例

#### 1 先着順売払いによる市有地購入手続きの流れ

先着順売払いとは、深谷市が行った一般競争入札において、落札されなかった物件について当分の間、先着順で売却する方法です。

購入手続きの流れは以下のとおりですが、詳細につきましては2ページ以降をご 覧ください。



#### 2 対象物件

深谷市のホームページで公開しております。ホームページで**『市有地の売却・貸付情報』**と検索して、先着順売払いのページをご確認ください。

なお、<u>先着順での売却のため、既に申込受付を終了している場合もあります</u>ので、 ご了承ください。

【参考:URL及びQRコード】

http://www.city.fukaya.saitama.jp/shisei/koubai/1480307138141.html



#### 3 申込者の資格

個人・法人を問わず申し込みできます。ただし、次のいずれかに該当する方は、 申し込みできません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する 公有財産に関する事務に従事する深谷市の職員
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号 の規定に該当すると認められる方
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる方で、当該各号に該当する事実があった後3年以内において市長が定める期間を経過しない方
- (4) その他、深谷市が契約の相手方として不適当と判断した方

### 4 購入の申込み

事前に電話等で希望物件の受付状況を確認の上、必要書類を直接持参してください。 先着順で申込みを受け付けます。

ただし、次の項目に全て該当する場合は同着とみなします。

- ・受付場所に同時に複数の買受申込希望者が到着していること。
- ・申込みの対象が同一物件であること。
- ・必要書類を全て揃え、必要事項の記入や必要箇所への押印に不備がないこと。 なお、**郵送等による申込みは受け付けません。**
- (1) 受付期間及び時間

随時受付を実施

(土、日、祝日及び年末年始を除く。)

午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く。)

- ※新たに追加された物件などは、受付開始期日を指定している場合があります ので、ホームページ等で確認してください。
- (2) 受付場所

深谷市役所企画財政部公共施設改革推進室(本庁舎 3階 32番窓口)

# (3) 提出書類

区分	提出書類名	提出数	備考
	市有地買受申請書	1通	<ul><li>・指定様式</li><li>・両面印刷又は片面印刷(片面印刷の場合は割印をすること)</li><li>・実印を押印すること</li></ul>
	誓約書	1 通 ・指定様式 ・申請日前 <b>3か月以内</b>	・指定様式
	印鑑登録証明書	1通	・申請日前3か月以内に発行された もので現状を反映しているもの ・個人の場合は市区町村、法人の場 合は法務局で発行
	契約保証金納付届出書	1通	・指定様式
	委任状 【申請書類の提出を代理 人に委任する場合のみ】	1通	<ul><li>・指定様式</li><li>・申請者の印は実印を押印すること</li><li>・代理人の印は認印でも可</li></ul>
	身分証明書 ※運転免許証等の写しではなく、本籍地の市区町村の住民 課で発行されるものです。	1通	・申請日前 <b>3か月以内</b> に発行された もので現状を反映しているもの
個人のみ	住民票	1通	・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの ・申請日前 <b>3か月以内</b> に発行された もので現状を反映しているもの ・住民登録地の市区町村で発行
法人のみ	商業又は法人登記簿謄本	1通	<ul><li>・申請日前3か月以内に発行された</li><li>もので現状を反映しているもの</li><li>・法務局で発行</li></ul>

<sup>※</sup> 指定様式は本募集要領に添付しているほか、深谷市ホームページからダウンロードできます。

<sup>※</sup> なお、必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

- (4) 申込みに当たっての留意事項
  - ア 申込物件数の制限はありません。同日に複数の物件の申込みを希望される場合は、物件ごとに、市有地買受申請書等を提出してください。

なお、添付書類は1物件に原本を1部添付し、他の物件は写しの添付でも可能です。

- イ 共有で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。
- ウ 申請者又は共有者以外の者が買受申請書等を提出する場合は、委任状を 添付してください。
- エ 提出書類に不備がある場合は受付できません。
- オ 買受申請書に記載された申請者及び共有者の氏名又は名称を売買契約及び登記の名義とします。
- カ 資金提供を受けて契約する場合は、贈与税が発生する可能性があります ので留意してください。
- キ 現地説明は行いませんので、事前に物件調書の周辺図等により、**必ず現地を確認してください。**
- ク 買受人の情報について公開請求があった場合には、深谷市情報公開条例 (平成18年深谷市条例第13号)の規定に基づき公開されます。
- ケ 提出書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### 5 申込資格の確認

申込者の資格の確認は、買受申請書の受付日をもって行います。

# 6 買受人の決定

- (1) 申込資格が有り、最低売却価格以上の買受金額を最初に提示した申込者 を買受人とします。
- (2) 同一物件に複数の申込みが同着であった場合は、買受金額が高い者を買受 人とします。
- (3) 同一物件に複数の申込みが同着であり、買受金額が同額である場合は、くじ引きにより買受人を決定します。この場合、当該申込者にくじを引いていただきます。当該申込者がくじを引かない場合は、当市職員にくじを引かせるものとし、当該申込者はくじ引きの結果に異議を申し立てることはできません。なお、くじ引きで次点以下となった申込者は買受候補者とし、買受人として決定した者との契約が不調になった場合、順次繰り上げて買受人とします。
- (4) 買受人を決定した場合、書面によりお知らせします。

### 7 契約保証金の納付

(1) 契約に当たっては、**契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)の契約保証金の納付が必要**です。

- (2) 売払い決定の通知と併せて納入通知書を送付しますので、**売買契約を締結するときまでに納付**してください。納入通知書に記載されている深谷市指定金融機関・深谷市収入代理金融機関の窓口で納付することができます。
- (3) 契約保証金を納付すると、金融機関から領収日を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書は契約締結の際に必要となりますので、それまで大切に保管してください。
- (4) 契約保証金は、売買代金に充当します。

#### 8 契約の締結

売買契約の締結は、売払い決定の通知を受けた日から7日以内に行います。

#### 9 売買代金の納付

- (1) 買受人は、売買代金から当該代金に充当する契約保証金を控除した額(納付金)を、当市が発行する納入通知書により、**契約の締結の日から60日以内に一括納付**してください。
- (2) 買受人が契約の締結の日から60日以内に納付金を完納しない場合において、当市が完納することを不能と認めたときは、契約を解除し、契約保証金は当市に帰属します。

#### 10 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、売買物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、売買物件の引き渡し後に当市が行います。

# 11 諸費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税その他の本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

# 12 利用制限

買受人は、売買物件を利用するに当たって、次の用に供してはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団(その団体の構成員等を含む。)の用
- (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

## 13 その他

- (1) この募集要領に定めるもののほか、先着順売払いに係る契約手続きについては、深谷市契約規則(平成24年深谷市規則第27号)の定めるところによります。なお、深谷市契約規則は、市ホームページで閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行っていただきます。



※ 各様式を記入する際には、黒のペン又はボールペンでご記入ください。

# 市有地買受申請書

ì	深谷市長 小	島 進	宛て					
1.	申請者	<u></u> <del>T</del>		<u>Tei</u>				
		住 所						
		フリガナ 氏 名						実印
	〔法人〕	<u></u> =		<u>Tei</u>	,			
		<u>住</u> 所						
		フリガナ <u>名 称</u>						
		フリガナ <u>代表者</u>						実印
-	以下の市有地 本申請書及び 物件の表示					 )		
	物件番号		所	在	地	地目	地	積
								m²
3.	買受価格							
	金			円	<u> </u>			
4.	使用目的及	び買受理由						
5.	添付書類							

6. 共有者 〔個人〕	Ŧ	<u>Tel</u>	
	住 所		
	フリガナ <u>氏 名</u>		実印
	Ŧ		
	住 所		
	フリガナ <u>氏 名</u>		実印
〔法人〕	Ŧ	<u>Tel</u>	
	住 所		
	フリガナ <u>名 称</u>		
	フリガナ <u>代表者</u>		実印
	Ŧ		
	住 所		
	フリガナ <u>名 称</u>		
	フリガナ <u>代表者</u>		実印

- ※ ① 証明書等は、いずれも発行後3か月以内のものを添付してください。
  - ② 個人、法人それぞれ該当する欄に記入してください。
  - ③ 共有の場合は、申込者欄に共有代表者、共有者欄に共有者を記入し、共有代表者、共有者それぞれ全員が添付書類をご用意ください。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

深谷市長 小島 進 宛て

氏 名	(FI)
八 石	(Hi
10 (1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	4 3 == +1 1 ==
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名	メを記載すん

市有地先着順売払い物件の買受申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約し、貴市における契約等に係る諸規定を厳守いたします

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- 1 私は、成年被後見人、被保佐人、被補助人(不動産に関する権利の得喪を目的と する行為をすることについて補助人の同意を得ることを要する者に限る。)又は破 産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 私は、次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者又は その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではあり ません。
  - (1) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - (4) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (5) (1)から(4)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 私は、暴力団及びその構成員等ではありません。
- 4 私は、公有財産に関する事務に従事する深谷市の職員ではありません。
- 5 私は、申請時において20歳未満の者ではありません。

# 契約保証金納付届出書

		<u>金</u>		<u>円</u>
			(納付方法:現金)	
			物件番号 土地 - のとおり届け出ます。	)の買受けに係る契約保証
令和	年	月	日	
			住 所	
			氏 名 ※法人にあっては、主たる事務所の	所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

# 契約保証金納付届出書

<u>金</u>		<u>円</u>
	(納付方法:現金)	
市有地先着順売払い(物作金の納付について、上記のと		の買受けに係る契約保証
令和 年 月	日	
	住所	
	氏 名 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、	名称、代表者の役職及び氏名を記載する。
	住所	
	氏 名 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、	

# 委 任 状

	住 所	
代理人		
	氏 名	

私は、上記の者を代理人に選任し、市有地先着順売払い申請に関する一切の 権限を委任したのでお届けします。

#### 物件の表示

物件番号	土地 一
所 在 地	
地目	
地積	m²

令和 年 月 日

住 所

氏 名 実印

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

# 委 任 状

			代理。	Į.	<u>住</u>	所											
			10年/		<u>氏</u>	名											D
		上記の					市	有地	1先着	手順売	担い	・申	請に	関	する	一切の	)
		)表示															
	物件	番号	土地	Ī	_												
	所	在 地															
	地	目															_
	地	積												]	m²		_
Í	令和	年	月	日													
					<u>住</u>	所											
						名 \(にあって	 (は、	主たる	事務所の	) 所在地	 、名称、	. 代表	者の役	職及ひ	「氏名を	実印で記載する。	

氏 名 (実印 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

収	入
印	紙

# 市有財産売買契約書

売払人 <u>深谷市</u> (以下「甲」という。)と買受人	(以下「乙」という。)
とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。	

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所	在	地	地	目	地	積	摘	要
						m²		
						$m^2$		
合		計				m²		

/ ==	罒 .	<i>1</i> 12-	/\	١
( )	=	代	金	)
( ノロ	乛	IΥ	717	1

第3条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

- 第4条 乙はこの契約に関し契約保証金として、<u>金</u>円をこの契約の締結と同時に現金により、その指定する金融機関に支払わなければならない。
- 2 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を売買 代金に充当するものとする。
- 3 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。

(代金の支払い)

第5条 乙は、この契約の締結日から60日以内に、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入通知書により、その指定する金融機関に支払わなければならない。

(所有権移転登記及び費用負担)

- 第6条 甲は、乙が売買代金を納入した後、第2条の売買物件の所有権を乙に移転し、 所有権移転登記を速やかに行うものとする。
- 2 登録免許税等の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡しをした ものとする。また、乙は、売買物件を現況によって引渡しを受けるものとする。

(契約不適合責任)

- 第8条 乙は、本契約締結後、当該土地に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあることを発見した場合、引き渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、 損害賠償の請求もしくは追完の請求または契約の解除をすることができる。
  - 2 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除く。
  - 3 本条の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
  - 4 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

(利用制限)

- 第9条 乙は、売買物件を利用するに当たって、次に掲げる用に供してはならない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊 営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)の用
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する 用

(法令遵守)

第10条 乙は、売買物件を利用するに当たって、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

(売買物件の明渡し等)

第12条 乙は、甲が前条の規定による契約の解除をしたときは、直ちに、売買物件を

原状に回復の上、甲に明け渡し、甲名義に所有権移転の手続きをとらなければならない。

- 2 甲は、乙の前項の規定による売買物件の明渡し及び甲名義への所有権移転の手続きの完了を確認したときは、乙が第3条の規定に基づき、売買代金として甲に支払った金額を、乙からの売買物件明渡し及び甲名義への所有権移転手続き完了の確認をした日から30日以内に、乙に返還するものとする。この場合において、甲が乙に返還する金額には利息を付けないものとする。
- 3 第1項の規定による売買物件の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

(契約解除による使用料相当額の支払義務)

- 第13条 乙は、前条第1項の規定による明渡しをするときは、甲から売買物件の引渡 しを受けた日から明け渡した日までの使用料相当額を甲の請求により、甲に支払わな ければならない。
- 2 前項の使用料相当額の年額は、第3条の売買代金に7.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(違約金の支払い)

第14条 乙は、甲が第11条の規定による契約の解除をしたときは、前条の使用料相 当額のほか、第3条の売買代金の10パーセントに相当する額を違約金として甲の請 求により、甲に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

第15条 乙は、甲が第11条の規定による契約の解除をした場合において、甲に損害が発生したときは、甲の算定による損害額を甲の請求により、甲に賠償しなければならない。

(相殺)

第16条 甲が第11条の規定による契約の解除をした場合において、第12条の規定による原状回復又は第13条の規定による使用料相当額若しくは第14条の規定による違約金若しくは前条の規定による損害賠償として乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、当該金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額について相殺するものとする。

#### (延滞損害金)

第17条 乙は、この契約により甲に支払うこととされている金額を支払わなかったときは、支払うべき金額に対して、それぞれ指定された期日の翌日から完納した日まで年利(365日当たり)14.6パーセントの割合により算出した額を延滞損害金として、甲に支払わなければならない。

(契約履行の調査等)

第18条 乙は、甲から売買物件の使用に関しての調査又は報告を求められたときは、 これに協力しなければならない。

(公租公課の負担等)

第19条 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から維持管理責任を負い、売買物件に係る公租公課の費用を負担するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、さいたま地方裁判所熊谷支部とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を 保有する。

令和 年 月 日

住 所 深谷市仲町11番1号

売払人(甲) 深谷市

氏 名 深谷市長 小島 進 ⑩

住 所

買受人(乙)

氏 名

実印)

# 3

# 記 入 例

#### <例1:個人・共有の場合>

令和○年○月○日

# 市有地買受申請書

提出日を記入して ください。

深谷市長 小島 進 宛て

	し個 人 」	
郵便番号、	電話番号、住	l
所、氏名を	電話番号、住記入してくだ	ĺ
さい。		I

1. 申請者

T 3 6 6 - 8 5 0 1 Tel 0 4 8 - 5 7 1 - 1 2 1 1

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

フリガナ フカヤ タロウ 氏 名 深谷 太郎

(実印)

[法人]

Tel

住 所

フリガナ

名 称

フリガナ

代表者

実印

以下の市有地を買受けたく、関係書類を添えて申請します。本申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

購入希望物件の物件番号、所在 地、地目、地積を記入してくだ さい。(募集要領P2「2 対象 物件」参照)

#### 2. 物件の表示

物件番号	所 在 地	地目	地積
土地 5-3	上柴町東四丁目7番2	宅地	198. 35 m²

3. 買受価格

買受価格を算用数字で記入してください。

金 8,960,000 円

4. 使用目的及び買受理由

具体的に記入してください。

0000000のため

5. 添付書類

【共通】 誓約書、印鑑登録証明書、契約保証金納付届出書 … 各1通

【個人の場合のみ】 身分証明書、住民票 … 各1通

【法人の場合のみ】 商業又は法人登記簿謄本 … 1 通

【申請書類の提出を代理人に委任する場合のみ】 委任状 … 1通

# 6. 共有者

	/	1	_
- 1	41出	Λ	
- 1	個	/\	

<u>7366-8501</u> <u>Tel 048-571-1211</u>

共有で申込 有者全員の 話番号、住 入してくだ

む場合は、共	フ <u>住 所</u>	埼玉県深谷市仲町11番1号	
ざい。	フリガナ <u>氏 名</u>	フカヤ ハナコ 深谷 花子	実印
	<u></u>	<u>Tel</u>	
	<u>住</u> 所 フリガナ 氏 名		実印
〔法人〕	<u>T</u>	<u>Tel</u>	
	<u>住</u> 所 フリガナ 名 称		
	フリガナ <u>代表者</u>		実印
	<u>〒</u> 住 所	Tel	
	<u>ローカー</u> フリガナ <u>名 称</u>		
	フリガナ <u>代表者</u>		実印

- ※ ① 証明書等は、いずれも発行後3か月以内のものを添付してください。
  - ② 個人、法人それぞれ該当する欄に記入してください。
  - ③ 共有の場合は、申込者欄に共有代表者、共有者欄に共有者を記入し、共有代表者、 共有者それぞれ全員が添付書類をご用意ください。

<例2:法人の場合>

令和○年○月○日

# 市有地買受申請書

提出日を記入して ください。

深谷市長 小島 進 宛て

1	申請者

Tel

住 所

フリガナ

氏 名

[法人]

 $\mp 366-8501$  Tel 048-571-1211

郵便番号、電話番号、住 所、商号又は名称、代表 者の役職及び氏名を記入 してください。 フリガナも忘れずに記入 してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

フリガナ フカヤフト゛ウサンカフ゛シキカ゛イシャ 名 称 深谷不動産株式会社

フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク フカヤ タロウ 代表者 代表取締役 深谷 太郎

実印

以下の市有地を買受けたく、関係書類を添えて申請します。本申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

購入希望物件の物件番号、所在 地、地目、地積を記入してくだ さい。(募集要領P2「2 対象 物件」参照)

#### 2. 物件の表示

物件番号	所 在 地	地目	地積
土地 5-3	上柴町東四丁目7番2	宅地	198. 35 m²

3. 買受価格

買受価格を算用数字で記入してください。

金 8,960,000 円

4. 使用目的及び買受理由

具体的に記入してください。

0000000のため

5. 添付書類

【共通】 誓約書、印鑑登録証明書、契約保証金納付届出書

… 各1通

【個人の場合のみ】 身分証明書、住民票

… 各1通

【法人の場合のみ】 商業又は法人登記簿謄本

… 1通

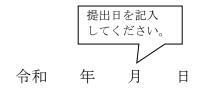
【申請書類の提出を代理人に委任する場合のみ】 委任状

… 1通

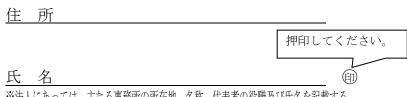
6. 共有者 〔個人〕	<u></u>	Tel	
	住 所		
	フリガナ <u>氏 名</u>		実印
	<u></u> <del>T</del>	<u>Tel</u>	
	住 所		
	フリガナ <u>氏 名</u>		実印
〔法人〕	Ŧ	Tel	
	住 所		
	フリガナ <u>名 称</u>		
	フリガナ <u>代表者</u>		実印
	Ŧ	<u>Tel</u>	
	住 所		
	フリガナ <u>名 称</u>		
	フリガナ <u>代表者</u>		(実印)

- ※ ① 証明書等は、いずれも発行後3か月以内のものを添付してください。
  - ② 個人、法人それぞれ該当する欄に記入してください。
  - ③ 共有の場合は、申込者欄に共有代表者、共有者欄に共有者を記入し、共有代表者、共有者それぞれ全員が添付書類をご用意ください。

#### 誓 約



深谷市長 小島 淮 宛て



※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

市有地先着順売払い物件の買受申請にあたり、下記の事項について相違ないことを 誓約し、貴市における契約等に係る諸規定を厳守いたします

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴市が行う一切 の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- 1 私は、成年被後見人、被保佐人、被補助人(不動産に関する権利の得喪を目的と する行為をすることについて補助人の同意を得ることを要する者に限る。)又は破 産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 私は、次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者又は その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではあり ません。
  - 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価 (1)格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定によ (3)る監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - (4) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (1)から(4)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過し ない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 私は、暴力団及びその構成員等ではありません。
- 4 私は、公有財産に関する事務に従事する深谷市の職員ではありません。
- 5 私は、申請時において20歳未満の者ではありません。

# 契約保証金納付届出書

契約保証金の納付金額を記入してください。 ※契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)

896,000 円

(納付方法:現金)

市有地先着順売払い(物件番号 土地5-3)の買受けに係る契約保証金の 納付について、上記のとおり届け出ます。

物件番号を記入してください。

令和○年○月○日 提出日を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

氏 名 深谷 太郎

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

押印してください。

(FI)

# 契約保証金納付届出書

契約保証金の納付金額を記入してください。 ※契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)

金 896,000 円

(納付方法:現金)

市有地先着順売払い(物件番号 土地 5-3)の買受けに係る契約保証金の納付について、上記のとおり届け出ます。

物件番号を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

氏 名 深谷 太郎

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

押印してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

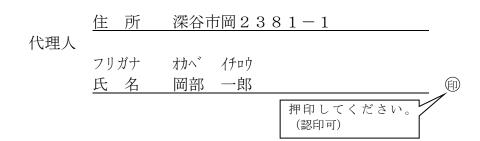
氏 名 深谷 花子

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

押印してください。

#### <例1:単独の場合>

# 委 任 状



私は、上記の者を代理人に選任し、市有地先着順売払い申請に関する一切の 権限を委任したのでお届けします。

#### 物件の表示

市有地買受申請書の「2. 物件の表示」の項目を 転記してください。

物件	=番号	土地 5 一 3	
所	在 地	上柴町東四丁目7番2	
地	目	宅地	
地	積	198.35	2 I

市有地買受申請書の提出日と 同一日を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

フリガナフカヤタロウ氏 名深谷太郎

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

# 委 任 状

 住所
 深谷市岡2381-1

 代理人

 大理人

 大理人

 大理的

 大理印表

 (認印可)

私は、上記の者を代理人に選任し、市有地先着順売払い申請に関する一切の 権限を委任したのでお届けします。

#### 物件の表示

市有地買受申請書の「2. 物件の表示」の項目を 転記してください。

//	<u> </u>				
	物件番号		号	土地 5 - 3	
	所	在	地	上柴町東四丁目7番2	
	地		目	宅地	
	地		積	198.35 m²	

市有地買受申請書の提出日と 同一日を記入してください。

住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

フリガナフカヤタロウ氏 名深谷太郎

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

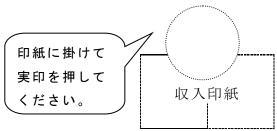
住 所 埼玉県深谷市仲町11番1号

フリガナ フカヤ ハナコ

氏 名 深谷 花子

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

(先着順売払い用)



# 市有財産売買契約書

売払人_	深谷市	_(以下「甲」という。)	と買受人	(以下「乙」
という。)	とは、次	の条項により市有財産売	買契約を締結する。	

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在 地	地目	地積	摘  要
深谷市〇〇〇	宅地	$\bigcirc\bigcirc\bigcirc.\ \bigcirc\bigcirc\ m^2$	
		m²	
合 計		OOO. OOm²	

(売買代金)

①買受価格

第3条 売買代金は、<u>金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円</u>とする。

②契約金額(売買代金) の10/100以上の金額

(契約保証金)

- 第4条 乙はこの契約に関し契約保証金として、金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円をこの契約の締結と同時に現金により、その指定する金融機関に支払わなければならない。
- 2 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を売買 代金に充当するものとする。
- 3 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属する。 [①売買代金-②契約保証金]

の金額

(代金の支払い)

第5条 乙は、この契約の締結日から60日以内に る契約保証金を除いた金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円を、甲の発行する納入通知書に より、その指定する金融機関に支払わなければならない。 (所有権移転登記及び費用負担)

- 第6条 甲は、乙が売買代金を納入した後、第2条の売買物件の所有権を乙に移転し、 所有権移転登記を速やかに行うものとする。
- 2 登録免許税等の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡しをした ものとする。また、乙は、売買物件を現況によって引渡しを受けるものとする。

(契約不適合責任)

- 第8条 乙は、本契約締結後、当該土地に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあることを発見した場合、引き渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、 損害賠償の請求もしくは追完の請求または契約の解除をすることができる。
  - 2 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除く。
  - 3 本条の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- 4 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

(利用制限)

- 第9条 乙は、売買物件を利用するに当たって、次に掲げる用に供してはならない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)の用
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する 用

(法令遵守)

第10条 乙は、売買物件を利用するに当たって、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

(売買物件の明渡し等)

- 第12条 乙は、甲が前条の規定による契約の解除をしたときは、直ちに、売買物件を 原状に回復の上、甲に明け渡し、甲名義に所有権移転の手続きをとらなければならな い。
- 2 甲は、乙の前項の規定による売買物件の明渡し及び甲名義への所有権移転の手続きの完了を確認したときは、乙が第3条の規定に基づき、売買代金として甲に支払った金額を、乙からの売買物件明渡し及び甲名義への所有権移転手続き完了の確認をした日から30日以内に、乙に返還するものとする。この場合において、甲が乙に返還する金額には利息を付けないものとする。
- 3 第1項の規定による売買物件の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

(契約解除による使用料相当額の支払義務)

- 第13条 乙は、前条第1項の規定による明渡しをするときは、甲から売買物件の引渡 しを受けた日から明け渡した日までの使用料相当額を甲の請求により、甲に支払わな ければならない。
- 2 前項の使用料相当額の年額は、第3条の売買代金に7.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(違約金の支払い)

第14条 乙は、甲が第11条の規定による契約の解除をしたときは、前条の使用料相 当額のほか、第3条の売買代金の10パーセントに相当する額を違約金として甲の請 求により、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が第11条の規定による契約の解除をした場合において、甲に損害が発生したときは、甲の算定による損害額を甲の請求により、甲に賠償しなければならない。

(相殺)

第16条 甲が第11条の規定による契約の解除をした場合において、第12条の規定による原状回復又は第13条の規定による使用料相当額若しくは第14条の規定による違約金若しくは前条の規定による損害賠償として乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、当該金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その対当額について相殺するものとする。

(延滞損害金)

第17条 乙は、この契約により甲に支払うこととされている金額を支払わなかったときは、支払うべき金額に対して、それぞれ指定された期日の翌日から完納した日まで年利(365日当たり)14.6パーセントの割合により算出した額を延滞損害金として、甲に支払わなければならない。

(契約履行の調査等)

第18条 乙は、甲から売買物件の使用に関しての調査又は報告を求められたときは、 これに協力しなければならない。

(公租公課の負担等)

第19条 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から維持管理責任を負い、売買物件に係る公租公課の費用を負担するものとする。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

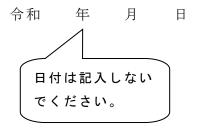
(疑義の決定)

第21条 この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、さいたま地方裁判所熊谷支部とする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を 保有する。



 住 所
 深谷市仲町11番1号

 売払人(甲)
 深谷市

 氏 名
 深谷市長
 小島 進 ⑩

住 所 買受人(乙) 氏 名 住所、氏名(法人の場合は 商号又は名称、代表者の役

住所、氏名(法人の場合は 商号又は名称、代表者の役 職・氏名)を記入の上、押 印してください。 実印

# 公図の写し

